

公立大学法人宮崎県立看護大学 中期目標・中期計画・年度計画

中期目標	中期計画	令和元年度計画
<p>第1 はじめに</p> <p>宮崎県立看護大学（以下「看護大学」という。）は、開学以来、質の高い看護職者を育成するなど、本県の保健、医療、福祉の向上に大きく貢献してきた。</p> <p>しかしながら、少子高齢化の進行等により、大学を取り巻く環境や、大学に求められる役割が大きく変化する中、地域に根ざす大学として、将来にわたって県民の期待に応えるためには、新たな課題や様々な状況の変化等に適時・的確に対応していく必要がある。</p> <p>そこで、宮崎県では、看護大学が自らの責任と判断により効率的で効果的な大学運営を行い、魅力ある大学へと改革することができるよう地方独立行政法人制度を活用することとし、大学像である「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」の実現を目指し、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）を設立した。</p> <p>理事長及び学長のリーダーシップの下、法人が自主的・自律的な大学運営・大学改革に取り組み、目指す大学像の実現を図るため、宮崎県は必要な支援に努めるとともに、次のとおり中期目標を定め、法人に指示する。</p> <p><基本的な方向></p> <p>1 質の高い教育の実施</p> <p>看護の対象である人間を総合的に理解する能力や豊かな人間性、科学的根拠に基づいて</p>		

自律的に判断し実践できる能力を身に付け、地域社会の看護分野を支える人材を育成する。

2 研究の活性化

時代や地域社会のニーズに応える質の高い研究に積極的に取り組み、研究水準の向上を図る。

3 地域社会への貢献

医療機関や他大学、県等と連携して、研究成果等を地域社会に還元する等、地域貢献の取組を積極的に推進する。

4 効率的かつ効果的な法人運営

社会の変化に機動的に対応できる運営体制を確立するとともに、経営基盤の強化を図る。

第2 中期目標の期間等

1 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成35年3月31日まで

2 数値目標

県内就職率（学部卒業生で就職した者のうち県内医療機関等に就職した者の割合）を50%以上とする。

※ 平成25～27年度の県内就職率の平均は40.8%

3 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、看護研究・研修センター、附属図書館及び別科助産専攻を置く。

<p>第3 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p>ア 学部</p> <p>① 看護の対象である人間を総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、看護職者としての自覚と誇りを持った人材を育成する。</p> <p>② 看護職者として、科学的根拠に基づく優れた状況対応能力と、高度な実践力を身に付けた人材を育成する。</p> <p>③ 保健医療福祉活動に関心を持ち、県民の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。</p>	<p>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p>ア 学部</p> <p>① 教養教育と専門教育が連動した体系的な教育を実施するとともに、教育課程の継続的な評価・見直しを行う</p> <p>② 看護職者として長期的ビジョンに立ったキャリア形成ができるようキャリア教育を充実する。</p> <p>③ 学生が主体的に学ぶ姿勢や科学的思考を育むための授業内容の工夫や指導方法の改善を図る。</p>	<p>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p>ア 学部</p> <p>①-1 体系的な教育課程について効果的にガイダンスを行うとともに、教務委員会*を中心に分野・領域間の連携を推進し、到達目標、教育内容を検討し、教育課程の充実を図る。</p> <p>※ 教務委員会・・・普遍科目、専門基礎科目及び専門科目の各分野から学長が指名した教員等で組織される委員会で、教育課程の編成についての基本事項に関することを所掌する。</p> <p>①-2 教育の目的・目標に照らして、学生の主体的学修を促し、自己評価能力と科学的・論理的思考及びその表現を強化するための授業内容・方法の工夫を各分野・領域が連携して行うとともに、教育改善に繋がる学生・教員による授業評価を行う。</p> <p>①-3 教養教育と専門教育の連動性を確認するとともに、現行カリキュラムの評価を適切に行い、2021年度開始予定の新カリキュラム（法改正に伴う）に向けた準備を行う。</p> <p>② 学生が入学当初から将来に展望をもって主体的に学修できるように、各学年へのキャリア教育と支援について整理するとともに、教務委員会、学生委員会*及び就職対策委員会等学内委員会の連携を強化する。</p> <p>※ 学生委員会・・・学生の福利厚生や課外活動に関することを所掌する。</p> <p>③ 卒業研究ルーブリック*の本格導入を行うとともに、他科目についてもルーブリック評価を適切に実施していく。また、学生の学習意欲や思考力、判断力、主体性等が高まるような授業改善を行うため、成績評価の評価規準・評価基準を明確にする。</p> <p>※ ルーブリック・・・レベルの目安を数段階に分けて記述して、達成度を判断する基準を示すもの。</p>
---	--	--

	④ 県内の医療機関や行政機関等と連携して、地域の課題に取り組む実践的な教育を行う。	④-1 「健康支援演習」「ボランティア活動」等の履修を促進し、地域貢献活動参加、医療機関や行政機関等と協働・連携を強化することにより、地域の健康課題解決に向けた実践的教育を行う。 ④-2 保健師課程では、地域の健康課題解決に取り組む実践的教育を推進するとともに、今後の教育の方向性を明確にしたうえで、新課程開設に向けた準備を行う。
イ 大学院 ① 地域に根ざした看護の質的向上を目指して、看護学としての専門性を追究し、人々の健康支援に有用な活動を展開し得る看護実践者・看護学教育者・看護研究者を育成する。	イ 大学院 ① 専門科目と共通科目が連動した体系的な教育を実施するとともに、教育課程の継続的な評価・見直しを行う。	イ 大学院 ①-1 教員による授業評価及び学生による授業評価を全教員で引き続き共有し、教員が教育内容・方法の改善に活用する。 ①-2 2020年度以降の大学院の募集に関して検討し（リーフレット及びポスター）、カリキュラムを含め、募集要項の見直しを行う。
ウ 別科 ① 生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性、多職種と連携・協働できる協調性及び深く高度な専門的知識・技術を修得し、県民の母子保健・医療・福祉に貢献できる実践力を持つ助産師を育成する。	ウ 別科 ① 基礎と実践が連動した体系的な教育を実施するとともに、教育課程の継続的な評価・見直しを行う。 ② 地域志向を育むカリキュラムや地域への愛着を育み県内就職につながる実習体制等を構築する。	ウ 別科 ① 教員による授業評価及び学生による授業評価を全教員で引き続き共有し、教員が教育内容・方法の改善に活用する。分娩介助実習評価表より、継続的な教育課程の評価・見直しを行う。 ② 前期実習は宮崎県内4カ所の基幹病院、後期実習は1次診療所・病院・助産院・市役所の連携実習を行うことにより、県内の周産期医療強化の重要性を学び、県内就職への動機づけを行う。

<p>(2) 学生の確保 ア 学部</p> <p>① 優秀な学生や目的意識の明確な学生を確保するため、アドミッション・ポリシー（看護大学が求める学生像及び学生の選抜基準を示した入学者受入方針）や教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。</p> <p>② 優秀な県内からの受験者の増加を目指し、現行の募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p>	<p>(2) 学生の確保 ア 学部</p> <p>① 本学が期待する入学者像を分かりやすく示した大学案内等を作成し、ホームページに掲載する。また、オープンキャンパス、高校訪問及び入試説明会等を積極的に行うことで、本学への理解を深め、県内高校生の看護学への関心を喚起する。</p> <p>② 多様な人材の確保に留意しつつ、入学後の追跡調査の結果等の分析を行った上で、入学者選抜方法等を見直す。</p>	<p>(2) 学生の確保 ア 学部</p> <p>①-1 大学のアドミッション・ポリシー※について、「キャンパスガイドブック」「看護大学からこんにちは」などの大学案内や学外ホームページを通して周知する。また、オープンキャンパスを実施し、本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。</p> <p>※ アドミッション・ポリシー・・・大学の入学者受け入れ方針のことで、自校の特色や教育理念などに基づき、どのような学生像を求めるかをまとめたもの。</p> <p>①-2 本学の魅力を広く伝え、県内高校生の看護学への関心を高めるため、高校訪問及び模擬講義・進学説明会に積極的に取り組む。</p> <p>②-1 入試と入学後の成績について様々な観点から分析を行い、入学者選抜方法の見直しを継続する。</p> <p>②-2 文部科学省が進める一連の大学入学者選抜改革に合わせた本学の入学者選抜方法について、引き続き検討を行う。</p> <p>②-3 地域推薦入試について、入学者が受けている支援や1期生の就職状況等を整理し、地域推薦入試制度の見直しの検討を始める。</p>
---	---	--

<p>イ 大学院</p> <p>① 実践経験を経て、高度な専門知識の修得意欲や課題認識を持つ学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、効果的な情報発信を行う。</p> <p>② 優れた看護実践能力を持つ多様な人材を確保するため、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p> <p>③ リカレント教育の場として、社会人学生が就学しやすい環境の整備に取り組む。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>① 本学が期待する入学者像を分かりやすく示した大学案内等を作成し、ホームページに掲載するとともに、県内医療機関や本学卒業生等への情報提供を行う。</p> <p>② 看護実践力を有する社会人学生を大学院に積極的に受け入れるため、県内医療機関と連携し、入学資格認定制度を周知するとともに、入学者選抜方法の改善を検討する。</p> <p>③ 科目等履修制度の充実等、社会人学生が学修・研究に取り組みやすい環境を整備する。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>① 大学案内やホームページの充実を図る。オープンキャンパスを実施し、入試情報を積極的に広報する。</p> <p>②-1 「キャリアアップ」、「研究指導」及び「研究のリーダーシップ」に結び付く科目の設定について検討する。</p> <p>②-2 オープンキャンパスの開催、大学案内及び学生募集要項の配布による広報活動を行う。</p> <p>②-3 オープンキャンパス時等に公開講義を実施する。</p> <p>③-1 学部生に対して、講義や卒業研究などを通して大学院について、もしくは研究に関する説明を行う。</p> <p>③-2 科目等履修制度に関してホームページだけでなく、大学案内にも掲載する</p>
<p>ウ 別科</p> <p>① 県内に助産師として就職する意思を有する優秀な学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。</p> <p>② 県内の医療機関の助産師に対するニーズを踏まえ、募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 本学が期待する入学者像を分かりやすく示した大学案内等を作成し、ホームページに掲載するとともに、県内医療機関や看護師養成所、本学学部生等への情報提供を行う。</p> <p>② 関係団体の協力を得て社会人看護師の進学を促進するため、県内の医療機関等に勤務する社会人看護師を対象とした特別入試を行う。</p> <p>③ 助産師を志す優秀な学部生に対しては、学内進学者を対象とした特別入試を行う。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 本学のアドミッション・ポリシーについて、大学案内やホームページで十分に周知する。また、オープンキャンパスの実施により本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。</p> <p>② 県内の産科医療施設における助産師数の増加を目指し、産科医療施設の推薦を受けた社会人看護師の推薦枠を4名設け、特別入試を行う。</p> <p>③ 学部の優秀な学生を確保するため、学内の推薦枠を3名設け、特別入試を行う。</p>

<p>(3) 教育の実施体制</p> <p>① 教育組織及び教育環境を充実・強化する。</p> <p>② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。</p>	<p>(3) 教育の実施体制</p> <p>① 地域社会が本学の教育研究活動に期待する役割を常に意識しながら、教育組織の見直しや教員の適正配置を行う。</p> <p>② 教員による相互評価や研修の実施など授業内容・方法を改善・向上させるための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を充実・強化する。</p> <p>③ 留学生の受入れや学生の海外留学に対する全学的な支援体制を強化する。</p> <p>④ 図書館の館内環境の整備や、ICT を積極的に活用した学修環境の充実に取り組む。</p>	<p>(3) 教育の実施体制</p> <p>① カリキュラム改編に伴う実施・運営を効果的に進めるため、教育組織を点検し教員の適正配置を行う。</p> <p>②-1 質の高い教育・研究を進めるため、自己点検評価委員会の専門部会であるFD・SD専門部会*等において研修を企画し、職員の能力開発を積極的に支援する。</p> <p>※ FD・SD専門部会・・・教職員の資質向上を図るため、FD（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための）活動やSD（事務職員や技術職員などの職員が管理運営や教育・研究支援の資質向上のための）活動を支援することを所掌する。</p> <p>②-2 カリキュラム改編を契機に、現行の学生及び教員による授業評価システムについて、授業内容・方法の適切な改善につながるシステムへと見直すための検討を行う。</p> <p>③-1 自立した研修計画・実施・振り返りの学びを目的とした短期海外派遣奨学金プログラムを実施し、企画内容により最大2名の学生を派遣する。</p> <p>③-2 学生が生活様式理解の幅を広げ、自己と他者の類似・相違について認識し、異文化間コミュニケーションの意欲を高めるため企画した短期海外研修プログラムのうち最大5件を催行する。</p> <p>③-3 より多くの学生が異文化間交流を体験できるよう、短期留学生の受入を行い、学生交流の場を提供する。</p> <p>④-1 図書館における閲覧席に関し利用者のニーズを把握し、ニーズに即した図書館の機能強化、学習環境の充実を図る。</p> <p>④-2 文献検索データベースの利用研修の拡充に努め一層の活用を促すとともに、電子ジャーナルを導入するなど、学修及び研究環境の向上を図る。</p> <p>④-3 教務委員会内の専門分野部会に推進チームを組織し、ICT を効果的に活用した教育の充実に向けた検討を行い、基本的な方向性を示す。</p>
--	--	--

	<p>⑤ 教員の能力や業績を公平かつ客観的に評価する制度を導入する。また、その評価結果に基づいて、教員の能力開発や教育の質的向上を促す仕組みを導入する。</p> <p>⑥ 大学院では、専攻分野の専門性を高めるため、研究指導や教育支援体制の改善に努め、細やかな教育研究指導を行う。</p>	<p>⑤ 前年度試行した教員評価システムについて、制度の見直しを行い修正したうえで、本格的に実施する。</p> <p>⑥-1 前期課程及び後期課程において、領域を超えた研究計画の発表会を行い、多くの視点より助言が受けられる場を提供する。</p> <p>⑥-2 指導力向上につながるFD研修会を実施、もしくは学外のFD研修に参加する。</p> <p>⑥-3 修論発表会の公開を継続し学内外からの意見を研究指導にフィードバックする</p>
--	---	---

<p>(4) 学生支援 ア 学部</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ 県内就職率の向上を図るため、学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。</p>	<p>(4) 学生支援 ア 学部</p> <p>① 学生の学修や健康管理、生活に関する相談・指導を行うための体制や支援内容を充実・強化する。</p> <p>② 学生の自主的活動(自治会、大学祭、サークル、ボランティア等)の活性化を図るため、必要な指導・支援を行う。</p> <p>③ 国家試験対策として、個別指導や模擬試験の実施等、全学的な支援を行う。</p> <p>④ 就職対策委員会、学年顧問、就職情報・相談室及び事務局が密接に連携を図りながら、学生への就職関連情報の提供や指導・助言を行う。</p> <p>⑤ 県内就職を促進するため、県内医療機関等の情報提供や就職説明会の開催、試験・面接</p>	<p>(4) 学生支援 ア 学部</p> <p>①-1 学生アンケートを実施し、学生に必要な支援内容を検討し、実施につなげる。</p> <p>①-2 学年顧問を中心とした学生支援体制、支援のあり方の評価を行い、問題がある場合は修正する。</p> <p>①-3 学生アンケート、保健室利用状況、外部カウンセラーからの情報を職員、保健室看護師及び外部カウンセラー間で共有し、学生の支援につなげる。</p> <p>①-4 入学初年度学生に対し、大学生活への移行が円滑に行われるよう支援する。</p> <p>①-5 学年を超えた学生同士のサポートシステムを用い、学生間の交流を行う。</p> <p>②-1 新入生オリエンテーションを有意義に実施できるよう、上級生の計画・活動を支援する。</p> <p>②-2 学生の自主的活動(自治会、大学祭、サークル、ボランティア等)に関わる必要な指導・支援を継続する。</p> <p>②-3 学生の自主的活動の評価として、学生表彰について整備する。</p> <p>③-1 2018年度 of 国家試験の結果を踏まえて、2018年度整備した看護師国家試験対策連携体制に基づき、国家試験対策を効果的に推進し、合格率100%を目指す。</p> <p>③-2 国家試験模擬試験の分析結果を就職対策委員会と教務委員会が情報共有して得点を伸ばすための強化対策を行い、学生の個別得点推移を基に低得点の学生への指導強化を図る。</p> <p>④-1 入学当初から卒業までのキャリア支援について整理するとともに、就職情報・相談室に県内外の就職情報を集約し、就職に関する支援を受けやすい環境を提供する。</p> <p>④-2 学年顧問、就職対策委員と相談員等による就職対策についての相談及び助言を行う。</p> <p>⑤-1 県内就職を促進するための県内医療機関等の情報提供(「県内医療機関合同就職説明会」)及び県内医療機関との意見交換会、就職関連の説明会、上級生や</p>
--	---	--

	<p>対策等を行う。また、県外に就職した卒業生に対しては医療機関や関係団体、同窓会等と連携して、Uターンに関する情報発信や相談体制の充実・強化等を行う。</p>	<p>卒業生からの情報交換会、キャリア支援教育（「卒業生の看護実践を知る会」）の開催の他、試験・面接対策を行い、県内就職率の向上を目指す。</p> <p>また、学生ニーズの高い急性期患者への看護実習ができる実習フィールドとして、新たに、宮崎大学病院救急救命センター等を看護実習施設に追加し、県内の様々な医療現場で実習を体験することにより、県内医療施設への就職に対する動機づけを高める。</p> <p>⑤-2 就職相談員・教員によりUターンの相談に細やかに対応するとともに、同窓会や広報誌を活用し、情報提供等を積極的に行い、県内へのUターンを支援する。</p>
<p>イ 大学院</p> <p>① 社会人学生に対しては、学修と就業が両立できるよう支援する。</p> <p>② 修了生が高度な専門性を備えた看護職者として更なる質の向上を図ることができるよう修了後の支援を行う。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>① 学生との情報交換を通じて学修や生活に関する支援のニーズを把握し、必要な支援を行う。</p> <p>② 修了生にも対応した研修会の開催や、情報提供等を行う。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>① 大学院生へのアンケート調査もしくは意見交換会を行い、学修上の課題等を把握し、向上・改善につなげる。</p> <p>② 研究集談会や学内開催の研修会を院生及び修了生に周知し、参加を促す。</p>

<p>ウ 別科</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ 県内就職率の向上を図るため、学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 学生の学修や健康管理、生活に関する相談・指導を行うための体制や支援内容を充実・強化する。</p> <p>② 学生の自主的活動（自治会、ボランティア等）の活性化を図るため、必要な指導・支援を行う。</p> <p>③ 国家試験対策として、個別指導や模擬試験の実施等、全学的な支援を行う。</p> <p>④ 助産師として長期的ビジョンに立ったキャリア形成ができるようキャリア教育を充実する。</p> <p>⑤ 社会人入試により入学した学生については、入試の際に推薦された施設への再就職を促すとともに、その他の学生についても県内の産科医療機関（一次分娩施設）への就職を促す。</p> <p>⑥ 県内医療機関等の情報提供や相談体制の充実強化に加え、県内定着を促進するフォローアップ体制を構築する。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 学生5人につき教員1名のアドバイザー制を取り、個別相談・支援を行う。別科学生への学修上の課題等を把握し、向上・改善につなげる。</p> <p>② 学生による学外ボランティア活動が主体的に実施できるようにサポートを行う。</p> <p>③ 助産師国家試験対策の模擬試験を年3回実施し、模擬試験の結果から個別指導を行うとともに、国家試験対策のセミナーを開催する。助産師国家試験の合格率100%を目指す。</p> <p>④ 助産師のキャリア開発に、助産師のクリニカルラダー（能力開発・評価システム）を活用し、能力向上への動機づけと教育サポートの基準にし、教育内容を充実する。</p> <p>⑤-1 社会人推薦入試の学生について、在学中に適宜推薦病院に状況を報告し、4名全員の再就職を促進する。</p> <p>⑤-2 学生に対し県内産科医療機関（一次分娩施設）に就職し活動することの意義を講義や実習を通して伝え、県内就職率80%を目指す。</p> <p>⑥ 新卒の県内就職者を対象に助産師のクリニカルラダー（新人）の指標を活用し、フォローアップ研修を実施する。</p>
---	--	---

<p>2 研究に関する目標 (1)研究の水準及び成果</p> <p>① 研究水準の向上を図り、質の高い研究を行うとともに、地域社会のニーズが高い実践的な研究に積極的に取り組む。</p> <p>② 科学研究費助成事業や、県、市町村、医療機関等との共同研究等に積極的に取り組む。</p> <p>③ 研究活動や成果に関する情報を積極的に発信し、地域社会に還元する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究の水準及び成果</p> <p>① 県、市町村、医療機関等と連携して、共同研究等を推進する。</p> <p>② 全教員が、地域社会の抱える課題やニーズを把握し、それぞれの専門分野に応じて、研究に積極的に取り組む。</p> <p>③ 研究の自己点検・評価体制を検討し、研究の質を向上させるための仕組みを整備する。</p> <p>④ 教員の研究能力を維持向上するため、全教員が科学研究費助成事業等の外部資金に毎年申請することを目指す。</p> <p>⑤ 海外教員・研究者との共同研究や人事交流を推進する。</p> <p>⑥ 研究活動や成果に関する情報を、リポジトリ（大学における教育・研究の成果を系統的に整理した「ネット上の保管庫」）や学術誌等で公表するとともに、講演会等を通じて、医療機関や県民等に積極的に還元する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究の水準及び成果</p> <p>① 地域の健康課題に関し、施設、行政機関職員との意見交換等により課題を把握し、相互に連携して共同研究等に取り組む。 また、外部機関と連携して共同研究等に取り組むための仕組みを検討する。</p> <p>② 看護研究・研修センター主催の地域の課題に関する研修会に参加し、それぞれの専門分野で研究に取り組む。</p> <p>③-1 研究集談会を年4回以上開催する。</p> <p>③-2 国内外の学会発表や学術誌等への投稿実績を各領域で自己点検評価し、研究の活性化を図る。</p> <p>④-1 全教員が科学研究費助成事業等に申請する。</p> <p>④-2 研究に関する研修会及び派遣支援に関して検討する。</p> <p>⑤ 国際学会での発表数が増加するような支援の方法を検討する。</p> <p>⑥-1 研究紀要の論文掲載件数を増やし、誌面の充実を図るために、随時、投稿を受け付け、その都度査読を行うというシステムの周知を図り、その活用を促す。また、研究紀要への論文投稿について、輪番制の導入の検討を行う。さらに、研究紀要への各教員の研究活動等について、ホームページ等を活用して情報発信を行う。</p> <p>⑥-2 学内において、リポジトリの趣旨や意義を周知し、登録件数の増加を図る。</p>
--	---	--

<p>(2) 研究の実施体制</p> <p>① 効果的かつ適正な研究活動を行うため、予算や人員等の研究資源を適切に配置し、研究組織及び研究環境を充実・強化する。</p> <p>② 研究における公正性の確保や対象者の尊厳及び人権を守るため、研究における倫理基準の遵守を徹底する。</p> <p>③ 科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、全学的な支援を行う。</p>	<p>(2) 研究の実施体制</p> <p>① 大学として重点的に取り組む研究や先進的な研究については、予算や人員等を優先的に配分する等、積極的に支援する。</p> <p>② それぞれの専門分野の研究を推進・発展させるために、研究支援体制を整える。</p> <p>③ 研究倫理に関するガイドラインや学内規程を周知するとともに、研究倫理に関する審査体制を継続的に検証し、必要に応じて見直しを図る。</p> <p>④ 科学研究費助成事業や団体・企業との共同研究等の外部資金に関する情報収集や周知、申請手続等を円滑に行うため、教員と事務局職員が連携した支援体制を構築する。</p>	<p>(2) 研究の実施体制</p> <p>①-1 「重点研究・教育」助成事業*及び若手奨励研究事業*制度について、助成を受けた研究者や申請者からの意見を集め、制度の改善の検討を図る。</p> <p>※ 「重点研究・教育」助成事業・・・本学において重点的かつ戦略的に取り組むべき研究及び教育を対象とした優れた研究計画に対して、学内研究費を追加配分する事業。</p> <p>※ 若手奨励研究助成事業・・・若手教員の研究活性化及び学内の優れた教育・研究活動の推進等を図るため、若手教員を対象に、年度計画を対象とした優れた研究計画に対して、学内研究費を追加配分する事業。</p> <p>①-2 市町村や県の健康課題・地域課題を解決するための研究的取組については、地域貢献等研究推進事業として採択し、支援する。</p> <p>② 若手教員の意見を幅広く集め、学内外講師による研修を企画し、研究の活性化を図る。</p> <p>③-1 本学の研究者が、研究を通じ学問的良心のもと、自律的に社会への責任を果たせるよう、研究倫理に係る研修の機会を設ける。</p> <p>③-2 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づく審査体制のもとで、指針に沿った審査を行う。また、改正した新様式による審査を実施する。</p> <p>④-1 ④-2の科研費申請補助事業制度と連携し、科研費採択率向上に向けた申請支援を行う。</p> <p>④-2 科研費申請補助事業制度*について、申請者や教員から幅広く意見を集め、制度の改善の検討をはじめめる。</p> <p>※ 科研費申請補助制度・・・科学研究費助成事業等に採択されなかったものの、A評価とされた研究に関し、学内研究費を追加配分するなど重点的に支援する制度。</p>
---	---	---

<p>3 地域貢献に関する目標</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>① 県内の大学や自治体、関係機関等と連携し、地域のニーズに応じた教育研究活動を推進する。</p> <p>② 医療機関や看護職者等のニーズを踏まえ、県内の看護職者の資質向上の取組を推進する。</p>	<p>3 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>① 看護研究・研修センターを中心に、地域社会が抱える課題に対応した教育研究活動を行い、その成果を積極的に地域に還元する。</p> <p>② 公開講座やシンポジウム等の開催を通じて、本学の教育研究活動の成果を県民に還元する。</p> <p>③ 教員の専門性を活かし、市町村の審議会・委員会等へ参画し、政策形成を支援する。</p> <p>④ 認定看護師又は認定看護管理者の育成、訪問看護師育成に係るプログラム開発、看護職者に対する研修・指導等、高度な知識・技術の修得支援や看護職者の学び直しの機会を提供する。</p>	<p>3 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>① 地域貢献事業を通じた研究の成果を報告書、学会及び看護研究・研修センター事業年報で積極的に報告する。</p> <p>②-1 県・県立図書館と共催で「神話のふるさと県民大学」を開催する。また、本学が主催・共催する公開講座を2回以上開催する。</p> <p>②-2 県民を対象とした「宮崎における子育て支援推進事業」「中山間地域における思春期健康支援事業」「中山間地域自治体のケーブルテレビ放送を活用した健康づくり事業」「要支援・要介護者のための介護予防運動プログラム作成事業」「死産を経験した女性へのこころの支援事業」「高齢者のための介護予防運動の支援事業」を実施する。</p> <p>②-3 専門性に応じて、県民を対象とした研修会講師として教員を派遣する。</p> <p>③ 専門性に応じて、市町村の審議会や委員会の委員として教員を派遣する。</p> <p>④-1 2年間の認定看護管理者教育課程の評価を行う。</p> <p>④-2 感染管理認定看護師教育課程を再開し、円滑に運営するとともに、新たな認定看護師教育制度の情報を収集していく。</p> <p>④-3 関係機関と協働して訪問看護師養成研修・新卒訪問看護師教育プログラムの実践、評価を行い、訪問看護の人材育成についての総括評価を行う。</p> <p>④-4 看護職者を対象とした「高齢者施設における感染対策の実践型出前研修」「感染管理スキルアップ研修事業」「精神科病院新人看護職への臨床実践力育成事業」「県内の助産師のネットワーク作りとキャリアアップをはかる事業」を実施する。</p>
--	--	---

<p>(2) 県の政策との連携</p> <p>① 公共性・公益性を有する県立の「知の拠点」として、県の政策課題に対応した教育研究活動を実施するなど、県と連携して看護政策を推進する。</p>	<p>(2) 県の政策との連携</p> <p>① 本学が有する専門的知識や技術・人材等を活用して、県の保健・医療・福祉に関する調査研究等を積極的に行うとともに、県立の教育研究機関として県の施策展開に貢献する。</p> <p>② 県の審議会・委員会等への参画や、県福祉保健部・県病院局との意見交換等を通じて、看護政策の形成に寄与する。</p> <p>③ 県立病院の他、県内医療機関と連携し、院内教育への参画等を行い、看護の実践及び教育の水準向上に努める。</p>	<p>(2) 県の政策との連携</p> <p>① 県政課題を踏まえた官学連携事業「ひむかへルスリサーチセミナー」「新人から中堅助産師のスキルアップ研修事業」及び委託事業「保健師の力育成事業」を実施する。</p> <p>②—1 専門性に応じて、県の審議会・委員会等への委員として教員を派遣する。</p> <p>②—2 県政課題の把握のため、県福祉保健部・県病院局との意見交換の場を設定し、課題を共有し、官学連携事業の可能性を検討する。</p> <p>③ 看護職者を対象とした研修会講師や事例検討の支援者として教員を派遣し、看護の質向上に向けた支援を行う。</p>
--	--	--

<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>① 理事長及び学長のリーダーシップの下、意思決定の迅速化を図り、教員及び事務局職員が一体となって効率的かつ効果的な大学運営を行う。</p> <p>② 大学に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。</p> <p>③ 法令に基づく監査に加え、日常的な業務チェック体制を充実・強化し、法人移行後も引き続き適正な運営を行う。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 理事会、経営審議会、教育研究審議会の役割を踏まえ、効率的かつ効果的な大学運営を行う体制を構築する。</p> <p>② 教員及び事務局職員が、それぞれの専門性を生かしつつ一体となって効率的な大学運営に取り組むことができるよう、必要に応じ、学内委員会や事務局の役割分担を見直す。</p> <p>③ 理事や経営審議会委員、教育研究審議会委員に外部の有識者や専門家等を登用し、学外者の意見を大学運営に適切に反映させる。</p> <p>④ 法令に基づく監査に加え、会計処理や業務の執行方法等に関する内部牽制機能の向上に努める。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 理事会、経営審議会及び教育研究審議会の役割分担により、効率的な法人運営を行う。</p> <p>①-2 教学、研究及び地域貢献並びに大学運営等にかかる意思決定及び企画立案に資する資料を作成するために、大学内部のデータを収集し、一元管理、分析する仕組みについて、IR専門部会において検討する。</p> <p>② 委員会や事務局の役割分担により、効率的な大学運営が可能となるよう、役割や組織を継続的に点検する。</p> <p>③ 理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員にそれぞれの役割に応じた識見を持つ外部有識者を登用する。</p> <p>④ 内部監査を適切に実施し、内部牽制機能の更なる向上を図る。</p>
---	---	--

<p>2 人事の適正管理に関する目標</p> <p>① 教育研究活動の活性化を図るため、優秀な人材の確保に努めるとともに、適正な人事管理を行う。</p> <p>② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。(再掲)</p> <p>③ 事務局職員の能力や業績を公平かつ客観的に評価し、業務の能率向上を図る。</p>	<p>2 人事の適正管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 職員の意識や意欲、能力が向上する勤務環境を整備するとともに、教員の採用に関する方針・計画を定め、教育研究能力に優れた人材を採用する。</p> <p>② 教育研究に関する目標を達成するため、経営状況等を踏まえつつ、機動的な人員配置や定数の見直しを行う。</p> <p>③ 教員の研究水準の向上や社会貢献活動を推進するとともに、学内活動の充実との均衡を図るため、兼職兼業許可基準を明確化する。</p> <p>④ 教員の能力や業績を公平かつ客観的に評価する制度を導入する。また、その評価結果に基づいて、教員の能力開発や教育研究の質的向上を促す仕組みを導入する。(再掲)</p> <p>⑤ 事務局職員については、県の制度を参考に、業績や能力を公平かつ客観的に評価する制度を導入する。</p>	<p>2 人事の適正管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 教員選考規程に基づき、選考委員会を組織した上で基準を定め広く公募し、優秀な人材の獲得を行う。</p> <p>② 本学の教育研究現場の状況、社会情勢、財務状況等を総合的に勘案した定数とし、機動的な人員配置を行う。</p> <p>③ 教員の兼業許可に関し、本学の教育研究業務に支障のない範囲で教員の社会貢献活動を推進するため、基準に基づき適切に運用する。</p> <p>④ 前年度試行した教員評価システムについて、制度の見直しを行い修正したうえで、本格的に実施する。(再掲)</p> <p>⑤ 県派遣の事務局職員について、県基準に基づいた人事評価を行う。</p>
<p>3 事務の効率化・合理化に関する目標</p> <p>① 事務処理方法や事務組織の見直し等により、事務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p>3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 効率的かつ適正な事務処理を行うため、事務処理方法の継続的な見直しを行う。</p> <p>② 柔軟かつ機動的に事務組織の見直しを行う。</p> <p>③ 定型的な業務については、効率化・合理化の観点からアウトソーシングの可否を検討する。</p>	<p>3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 簡素化できる事務処理がないか、継続的に点検し、必要な見直しを図ることで事務処理に要する時間とコストを削減する。</p> <p>② 学内で必要とされる業務ニーズに対応するため、必要に応じて事務組織を見直す。</p> <p>③ 給与事務の一部を外部委託し、適切な運営を図る。</p>

<p>第5 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標</p> <p>① 安定した経営基盤を確立するため、授業料等の学生納付金及びその他の自己収入の確保に努める。</p> <p>② 科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、教員の研究意欲が向上する仕組みや全学的な支援体制を構築する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 授業料等の学生納付金については、本学の経営状況や他大学の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、適切な金額を設定する。</p> <p>② 学生納付金の納入方法については、コストや学生の利便性等を考慮して見直し、学生納付金の滞納防止に取り組む。</p> <p>③ 教員の研究能力を維持向上するため、全教員が科学研究費助成事業等の外部資金に毎年申請することを目指す。(再掲)</p> <p>④ 科学研究費助成事業や団体・企業との共同研究等の外部資金に関する情報収集や周知、申請手続等を支援する体制を構築するとともに、研究開発の取組に対する効果的なインセンティブを検討する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置</p> <p>① なし(授業料規程は整備済)</p> <p>② 学生納付金に関し、学生及び保護者への引落日の周知を行うとともに、引落不能時の連絡を適切に行うなど滞納防止に取り組む。</p> <p>③ 教員研修会にあわせて科学研究費助成事業の申請方法について説明を行い、事務的サポートを行う。</p> <p>④ 科学研究費助成事業や<u>その他の外部資金</u>に関して適宜情報提供を行うとともに、申請書類について事務的チェックを行う等、申請手続のサポートを行う。</p>
<p>2 経費の効率的執行に関する目標</p> <p>① 職員のコスト意識を高めるとともに、予算を効率的に執行し、経費の節減に努める。</p>	<p>2 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 職員や学生に対し、省エネルギー・省資源への意識づけを行い、光熱水費等のコスト削減に取り組む。</p> <p>② 維持管理費について、契約方法や契約内容の見直しを行い、経費の節減に努める。</p>	<p>2 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 定期的に学生・教職員に電気使用料の状況等を一斉メールにより周知し、省エネを呼びかける。</p> <p>② 電気需給契約について、契約業者を入札により決定することにより契約単価の見直しを行う。また、維持管理経費の節減について、照明のLED化を推進する。</p>

<p>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標</p> <p>① 施設・設備等は適正に管理し、有効活用を図る。</p> <p>② 資金は安全かつ効率的に管理する。</p>	<p>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 施設・設備等の状態を常に把握し、定期的な点検や、計画的な整備改修を行う。</p> <p>② 教育研究活動に支障がない範囲で施設・設備を開放し、地域社会に貢献する。</p> <p>③ 資金は資金計画に基づき適正に管理し、余裕資金については安全かつ効率的な方法で運用する。</p>	<p>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 施設・設備等の状態を常に把握し、適切に維持管理するため、定期的に保守点検等を実施する。</p> <p>①-2 2020年度の学内システム更新に向け、クラウド化を含めた新学内情報システムのあり方について検討する。</p> <p>② 講義室等の教室については、休業中の講義に支障が無い時期に公共利用等に貸し出す。</p> <p>③ 余裕資金の運用を安全かつ効率的に行う。</p>
---	---	--

<p>第6 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>1 自己点検及び評価の実施に関する目標</p> <p>① 大学の教育研究活動や法人の業務運営について、自己点検や外部評価を行い、継続的な改善に努める。</p> <p>② 自己点検や外部評価の結果は積極的に公表する。</p>	<p>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 中期目標・中期計画・年度計画の進捗状況や取組結果等について、自己点検や地方独立行政法人評価委員会による外部評価を毎年度行う。</p> <p>② 自己点検や外部評価の結果に基づき、組織体制の見直しや、業務執行方法の改善に取り組む。</p> <p>③ 点検・評価の結果や改善策等については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 年度計画を策定し、事業年度終了後に自己点検を実施した上で、地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受ける。</p> <p>② 自己点検や法人評価の結果を学内で共有し、業務改善に取り組む。また、2020年度の中期目標の中間評価に向け、前回の認証評価において改善を要する点とされた事項の改善状況の確認を行う。</p> <p>③ 自己点検や外部評価の結果をホームページ等で広く公表する。</p>
<p>2 情報公開の推進に関する目標</p> <p>① 透明性が高く開かれた大学運営を行うため、法人の業務に関する情報等を積極的に公開するとともに、大学の教育研究活動等の情報や成果について広く情報発信する。</p>	<p>2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 法人の経営状況等、法令に基づき公表する情報に加え、本学の教育研究活動等の情報や成果、地域貢献の取組等をホームページ等で積極的に公表する。</p> <p>② 発信する情報の内容や対象に応じ、有効な広報媒体を活用して、効率的かつ効果的な広報活動を行う。</p>	<p>2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 法人化に伴う法令に基づく公表情報に加え、本学の教育研究活動等の情報や成果、地域貢献等の取組について、積極的に情報発信を行う。</p> <p>②-1 大学ウェブサイトの運用ルールを策定し、学外に向けて情報発信するホームページの適正かつ迅速な運用に努める。</p> <p>②-2 誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようホームページの「ウェブアクセシビリティ」の構築を順次行う。</p>

<p>第7 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 大学の安全管理に関する目標</p> <p>① 安全・安心な教育研究環境を確保するため、危機管理体制及び安全衛生管理体制を強化する。</p> <p>② 情報管理を徹底するため、情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 大学の安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 事故や災害発生時の危機管理マニュアルを整備し、学生や職員に周知徹底するため、定期的に講習会や訓練を行う。</p> <p>② 労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理に関する学内規程を整備するとともに、学内における安全衛生管理体制を確立する。</p> <p>③ 情報セキュリティポリシーを整備し、学生や職員に周知徹底するため、定期的に研修を行う。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 大学の安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 避難訓練、犯罪被害予防講習会及び交通安全教室を実施し、危機管理に関する啓発を行う。</p> <p>①-2 大規模災害に対応した危機管理マニュアルの整備について検討する。</p> <p>② 働き方改革に対応するため、年次休暇の計画的な取得を働きかけるなど、労働環境の改善に取り組む。</p> <p>③ 職員を対象としたセキュリティ研修を実施する。また、学生に対するセキュリティ研修について検討する。</p>
<p>2 人権の尊重に関する目標</p> <p>① 人権が侵害され、良好な教育研究環境が損なわれることがないよう、学生及び職員の人権意識の向上を図るとともに、ハラスメント等を防止するための制度・体制を整備する。</p>	<p>2 人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学生及び職員に対し、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の人権侵害の防止に関する研修や啓発を行う。</p> <p>② 人権侵害に関する通報・相談窓口の機能強化を図るとともに、学生への周知を行う。</p>	<p>2 人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 職員を対象としハラスメントや人権に関する研修を実施する。</p> <p>② ハラスメントに関するリーフレットを配布し、相談体制を学生に周知する。ハラスメント相談員については、若手の教員を加えるとともに、引き続き教員だけでなく、事務局職員の相談員を設置し、学生が相談しやすい体制とする。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>① 学生や職員の法令遵守を徹底し、法令等に基づく教育研究活動・大学運営を行う。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学生及び職員に対し、定期的に法令遵守に関する研修や啓発を行う。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 大学に外部講師を招きコンプライアンスに関する研修を実施する。</p>